

<b>Title</b>	文献探訪：『子ども・若者とともに行う研究の倫理：研究・調査にかかわるすべてのひとのための実践的ガイド』
<b>Author</b>	西垣, 順子
<b>Citation</b>	大阪市立大学大学教育. 17 卷 1 号, p.39-41.
<b>Issue Date</b>	2019-10-31
<b>ISSN</b>	1349-2152
<b>Type</b>	Article
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学大学教育研究センター
<b>Description</b>	プリシラ・オルダーソン/ヴァージニア・モロウ(Priscilla Alderson & Virginia Morrow)著, 齊藤こずゑ訳『子ども・若者とともに行う研究の倫理：研究・調査にかかわるすべてのひとのための実践的ガイド』新曜社、2017年
<b>DOI</b>	10.24544/ocu.20191204-003

Placed on: Osaka City University

## ■ シリーズ

## — 文献探訪 Book Review —

西垣順子（大阪市立大学大学教育研究センター）

プリシラ・オルダーソン／ヴァージニア・モロウ  
(Priscilla Alderson & Virginia Morrow) 著

斉藤こずゑ訳

『子ども・若者とともに研究の倫理—研究・調査にかかわるすべてのひとのための実践的ガイド』  
新曜社、2017年

2019年3月に筆者が企画したシンポジウムで次のような発言があった。ある大学の研究方法論の授業で、「子どもにインタビューを行う場合にはその親（保護者）に許可を得ないといけない」と発言をした院生がいた。それに対して教員が「なぜ、親に許可を得ないといけないのか？子どもが自分の意見を表現するのに、いちいち親の許可が必要なのはなぜか？」と問いかけたところ、その院生の答えは「保護者の許可を得ないといけないと習った」だったという。率直に言って、ありがちな授業風景であるように思う。おそらく当該の院生は、子どもの保護者に研究協力の許可を得るということをルールとしてのみ学習していたのだろう。だが研究倫理とは決して、単なるルール集ではない。『子ども・若者とともに研究の倫理—研究・調査にかかわるすべてのひとのための実践的ガイド』（以下、本書）はこのような問題を考える上で必読の書だと言って良いように思う。

本書は、医療、看護、社会学、心理学の研究倫理の各種委員会や審査委員会での豊富な経験をもつ著者による2011年発行の書籍“The Ethics of Research with Children and Young People: A Practical Handbook”の翻訳である。原典は初版と改訂版が1995年と2004年に発行されており、本書は再改訂版の翻訳にあたる。社会調査研究についての議論だとしているが、教育学や心理学などにも広く当てはまる（実際に教育学や心理学の研究事例も登場する）。またタイトルからは、子どもを対象とする研究プロジェクトを倫理的に正しく行うためのマニュアル的な内容を期待されるかもしれないが、実際はそうではない。「法律は、悪い行動

を防ぐために、行為の最小限の基準を定めようとする。しかし、倫理ガイダンスは、主に答えを与えるのではなく問いを投げかけることによって、より高度な基準へと認識を高め、促すためのものです (p.5)」と著者自身も述べている。

例えば「研究成果のとりまとめと公表」という研究段階において、「データの改ざんをしてはならない」ということは最小限の基準であろう。他方の倫理的問題は、例えば1990年代半ばから主要なNGOが食料飢饉を訴える研究報告の際に、「飢えてなすすべもない乳児のイメージ」ではなく、「積極的に水を集める子どものイメージ」を用いるようにしてきた (p.189) というようなことである。子どもたちの尊厳を尊重しながら、正確なデータをもとに状況を把握し、子どもたちの危機を伝えて援助につなげるにはどうすればよいかを、関係者が真剣に考えた結果として、研究報告の方法が変わったのである。

さて本書は、「第1部 研究計画の段階」、「第2部 データ収集の段階」、「第3部 文書化、報告、追跡調査の段階」の3部から構成されており、それぞれに6章、2章、3章が割かれている。第1章から第5章までは、研究目的の設定や協力者の選定、研究方法の設計の際に、個々人の研究者が考慮すべき事柄が解説されている。第6章は研究機関や国・地域レベルでの研究倫理委員会や審査委員会のあり方についての提言である。そして第1章から第5章にかけて、子ども・若者を「保護の対象」としてのみ捉えるという視点を脱却し、研究への参加者、対等な協力者として尊重しようという姿勢が示される。本書のタイトルに「子ども・若者とともに研究」とある所以である。

「第1章 研究を計画する—目的と方法」と「第2章 危害と利益の査定」では、社会調査研究における倫理研究よりも長い歴史のある保健医療研究の歴史を振り返る。本書によれば初期の医療倫理ガイドラインは、専門家の「善行と義務 (p.20)」を強調するもので、「専門家であるということは支援の受け手にとって何が良いかについての最良の判断者であることを意味する」というスタンスに立っていた。だがナチスによる実験など有害な研究不正事件があり、1947年に「ニュンベルク綱領」が最初の国際研究倫理ガイドラインとして

策定された (p.20)。ここでは研究に協力する人 (患者など) の同意 (正確な情報を与えられ、なおかつあらゆる圧力から解放された状態での同意) が重視された。同様に研究協力する人に同意を与える能力があることが条件となり、ここから「子どもに協力を依頼する場合はどうすればよいのか」という問題が発生することになる。さらに1964年には「ヘルシンキ宣言」が制定された。これは医師などの医療者は、被験者(患者)の利益(苦痛からの解放など)を保護しなければならず、その責任は、たとえ被験者(患者)が同意を与えていたとしても、医療者の側にあるというものである (p.21)。本書で著者は、社会調査研究の倫理は医療倫理とそのガイダンスの歴史から多くを学ばないといけないと提唱しているし、社会調査研究の大規模な助成基金によっては、研究者がヘルシンキ宣言を順守するという誓約書に署名することを求めている (p.23)。

他方で第1章の後半では、この枠組みの限界も示されている。倫理とは明確な解決策を与えてくれるものではなく、研究者の義務、参加者の権利、参加者の利益、参加者が被る危害(研究をしないことによる危害もある)の間には、相互に矛盾もある。また伝統的な研究倫理においては、「子どもに話させず、研究から除外するという過度な保護による危害に関してはほとんど言及されていない (p.26)」と指摘している。もちろん著者たちは、伝統的な倫理が大事にしてきた研究協力者の保護を無用と言っているわけではない。だがその点に批判的な目も向けないと、子どもや若者の福祉を損なう可能性があることを指摘し、子どもの福祉と保護を同一視したり、福祉と参加を反対物として対置したりすることに疑問を呈している (p.39) のである。

第3章の「権利の尊重-プライバシーと守秘性」では、まずは子どもが大人と同等のプライバシーの権利を持っていることが確認されるが、同時に研究者が遭遇する可能性のある状況が例示される。例えば面接調査に協力してくれた子どもが、虐待や暴力を受けていると分かった場合にどうすればよいのか。また研究協力を募る方法には、第3者などを通じて協力者募集の案内を一齐送付し、その上で承諾の返事をもらった場合にのみ調査を行う場合(オプトイン)と、拒否があった場合にのみ調査を取りやめる場合(オプトアウト)

の2種類があり、前者の方がプライバシーが尊重されているとみなされることが多い。だが前者の場合は、研究者に連絡をする手段や環境を持っていない子どもや若者は、自分の考えを聞いてもらいたいと思っても、その機会を得られないままになってしまう。さらに別の観点では、データを公表する際に「個人が特定されないようにする」というのは、常識と思われているが、研究に参加した子どもや若者が、名前を出して意見を公表することを望むこともある。だが仮にその要求に応じると、当該の協力者の家族や友人などの名前を出すことを望んでいない人のプライバシーが侵害されることもある。プライバシーを守るという理念に反対する人はいないとしても、その方法の選択は一筋縄ではいかない。

さらに「第4章 研究を計画する-選択と参加」では、それぞれの研究が「特定の問いとテーマに焦点化して確かな結論に到達するために、多くの論点を排除しなければならない (p.67)」ことから、多くの潜在的な研究対象者が研究から除外され、結果として必要な援助からも排除されることを指摘している。そしてその上で、例えば第1言語が異なっている子どもに研究に参加してもらうための方法(シンボルを使った説明の仕方の工夫など)を紹介して研究対象者を広げる手段を提案している。さらに、子ども自身が研究の計画から実行、監視、評価に至るまで従事した例もされている。例えばケニアでは、HIVに感染している子どもが自身や仲間への支援についての研究に加わったことがあるし、英国では「子どもの権利条約」の履行伸展に関わる調査報告書を、18歳未満の子どもたちが作成したり、公共政策への提案を行ったりもしている。いずれも大人のサポートがあつてのことではあるが、研究の対象から研究の主体へと子ども・若者の見方を転換させるような事例が紹介されている。

「第5章 金銭問題-契約、プロジェクトへの資金提供および参加者への報酬の支払い」は、前半では研究資金提供者と研究者の関係性が「緊張したものになる可能性 (p.88)」についての解説があり、後半では研究協力者に報酬を支払うことの是非についての議論がある。研究協力者に報酬を払うべきかどうか、報酬はお金であるべきかどうかは、非常に複雑な問題を

らんでおり、一律の答えが出るようなものではない。報酬を支払うことで協力が、研究の途中で参加を取りやめると言いにくくなることもある。これは上述のニュンベルク綱領に反している。他方で、経済的に厳しい生活をしている地域や国の子どもや若者に研究協力の時間を割いてもらう際には、報酬を用意すべきという考え方もある。

第1部に続く第2部では、より具体的なデータ収集の方法が示されている。第7章が研究参加者への情報提供の在り方であり、第8章は同意の問題を扱っている。冒頭の例に示した「子どもにインタビューをする際の親の同意」の問題もここで扱われる。実際のところ親の同意は難しい問題であり、実際の対応はケースバイケースにならざるを得ない。いずれにせよ、研究者と子どもと親の3者の間には信頼関係が構築される必要はあり、そのことが子どもにとっての利益にもなる。そして第3部では研究成果の公表等の研究プロセス終盤において、研究成果の提示の仕方や言葉の選び方を慎重にするべきであることが示されている。言葉の選び方によっては、子どもの尊厳を傷つけたり、困難にある人々への差別を助長することもある。

さて本稿の筆者は青年・若者の発達について、青年自身の学習・発達要求とその表現に焦点を当てた研究を行っている。その観点から考えると、子ども・若者を「子どもの権利条約」が規定するような表現の自由や意見表明権、参加権を持った主体として尊重するという姿勢に本書が貫かれていることには、大きな共感を覚えるところである。他方で、子どもを研究の対象ではなくパートナーとしてみるという、研究者からの期待に簡単に答えられる子ども・若者ばかりではないことも事実である。大人である研究者には子どもの利益を保護する責任はもちろんある（子どもに責任を転嫁しては決していけない）。しかしそういう問題は当然のこととしてさておいたとしても、子どもの主体的な参加を強調することによって、意見を表明したりする能力の高い子どもの発言のみが研究成果として確認され、研究から無視される子どもが多くなってしまっただけでは本末転倒でもある。

本書の執筆に際して著者は、世界中の研究者から難しい倫理的判断を迫られたような事例を収集してい

る。国や文化が変われば、全く異なる子どもや若者の姿と生活があり、特定の国や社会の常識は通用しない。子どもの保護のみを強調する研究倫理が必ずしも適切とは限らないという、研究姿勢の転換もそれらの事例から導かれるが、子どもの主体性と尊厳を尊重するという新しい姿勢への新しい疑問もまた、多様な事例から出てくるのだろう。「子どもとはこういう存在だ」という我々の思い込みは、研究成果を狭めるのみではなく、研究倫理の発展も妨げる。子ども・若者の研究をする研究者こそ、自分達が子どもについて実は知らないということを自覚し、子どもたちから学ぶという謙虚さを持つ必要がある、そしてそれが研究倫理の基盤になるということなのかもしれない。